

議案第17号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に
関する訓令について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令を別紙
のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会訓令第 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則」を「沖縄県立特別支援学校管理規則」に改める。

(沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程(平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第3号中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

1 件名

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令

2 改正の経緯及び必要性

特殊教育から特別支援教育への転換を図り、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育の推進を図るため、平成18年6月21日に学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）が公布され、平成19年4月1日から施行されることとなった。そのことに伴い、県教育委員会訓令の規定を整理するため、関係訓令を改正する必要がある。

3 改正案の概要

次の2訓令について、特別支援学校制度の創設に伴う規定の整理を行う。

- (1) 職員服務規程
- (2) 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程

4 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法の参照条文

新旧対照表（第1条関係）

職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）

改正案	現行
<p>(定義) 第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (3) 所長等 組織規則第21条及び沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)第7条に規定する所長及び館長並びに沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)第48条及び沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第43条に規定する校長をいう。</p>	<p>(定義) 第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (3) 所長等 組織規則第21条及び沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)第7条に規定する所長及び館長並びに沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)第48条及び沖縄県立旨学校、<u>養護学校及び養護学校管理規則</u>(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第43条に規定する校長をいう。</p>

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）

改正案	現行
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 沖縄県立高等学校（付設する寄宿舎を含む）及び特別支援学校をいう。 (2) 学校給食調理場 沖縄県立高等学校、及び特別支援学校に付設する学校給食事業に係る給食調理場をいう。 (3) 寄宿舎 沖縄県立特別支援学校に付設された寄宿舎をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 沖縄県立高等学校（付設する寄宿舎を含む）、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>をいう。 (2) 学校給食調理場 沖縄県立高等学校、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>に付設する学校給食事業に係る給食調理場をいう。 (3) 寄宿舎 沖縄県立<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>に付設された寄宿舎をいう。</p>